

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2	(2) 地域資源活用支援 地域特性を活かした特色ある重点作物の導入、特産品の開発、地域産物の加工、販売促進を支援し、中山間地域農林水産業の活性化を図る。	補助	<p>【推進費】</p> <p><地区支援型> 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p><やるき農家支援型> 1,000～5,000千円 (1/6以内)</p> <p>【機械整備】</p> <p><地区支援型> 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p><やるき農家支援型> 1,000～10,000千円 (1/6以内)</p> <p>【施設整備】</p> <p><地区支援型> 1,000～50,000千円 (5/10以内 ※1 うち機械 1/3以内) ※1 直売及び地域食材活用飲食施設整備は1/3以内</p> <p><やるき農家支援型> 1,000～10,000千円 (1/6以内)</p> <p>【基盤整備】</p> <p><地区支援型> 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</p> <p><やるき農家支援型> 1,000～10,000千円 (1/6以内)</p>	<p>高付加価値型、高収益型の農林水産業を振興するために必要な作物等の導入や商品開発等のための推進活動、及び地域資源を商品化・高付加価値化するための生産、加工、貯蔵、販売のために必要な機械・施設等の整備</p> <p>ア 高付加価値作物等導入 母本種子種苗・永年性作物種苗や家畜等の導入支援と、導入に係る施設の整備、土壌・土層改良整備</p> <p>イ 地域特産品の生産・加工・貯蔵・販売に係る機械・施設等の整備</p> <p>ウ 地域特産品流通・販売促進 (ア) 販売宣伝支援 (イ) 販売促進のための研究開発 (ウ) 地域食材活用飲食施設、直売所等流通販売促進施設整備</p> <p>エ インショップ等の開設</p> <p>オ 作物導入実験・特産品開発 (ア) 新規作物導入実験 (イ) 特産品開発研究調査等 (ウ) 特産品のリニューアル</p>	<p>・市町村 ・農業者(やるき農家支援型のみ) ・農地所有適格法人</p> <p>※2 ・農林漁業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・漁業協同組合 ・第3セクター ・中山間地域担い手団体 ・市町村・農協等の広域的協議会 ・上記が主たる構成員となっている団体 ・NPO法人</p> <p>※2 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。 また、直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人(常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること)を含む。</p>

採択基準
<p>1 母本種子種苗・永年性作物種苗は、自然条件や安全志向を重視した特色ある作物等で、地域の特産として定着が見込まれるものを対象とする。</p> <p>2 永年性作物種苗は遊休農地等への新規導入に限る。</p> <p>3 導入する家畜は、草資源や高齢者の労働力等の地域資源を活用するにふさわしいもののほか、体験型都市交流のための中小家畜を含む。</p> <p>4 土壌・土層改良は、地域の重点作物又はこれに準じた作物の栽培地を対象とする。</p> <p>5 地域資源は地域の特色を活かして栽培、採取又は加工されるものであること。</p> <p>6 地域特産品は、地域内の農林水産物及び農林水産資源を活用した加工品をいう。</p> <p>7 施設整備は、地域内での原材料確保のめどが立ち施設整備により相当程度の販売が見込まれるものを対象とする(ただし、特産品開発のための施設はこの限りではない。)</p> <p>8 「ウ 地域特産品流通・販売促進」の「(ア) 販売宣伝支援」は、グリーン・ツーリズムのPRとの一体的整備も対象とする。</p> <p>9 「ウ 地域特産品流通・販売促進」の「(ウ) 地域食材活用飲食施設、直売所等流通販売促進施設」は、交流体験施設との一体的整備も対象とする。</p> <p>10 「ウ 地域特産品流通・販売促進」のうち、ふるさとプラザ等への出店については、地域特産品のほか、地域の伝統文化や観光誘客宣伝、イベント等の多目的情報の発信を含む。</p> <p>11 「漁業者等の組織する団体」、「漁業協同組合」、「市町村・農協等の広域的協議会」及び「上記が主たる構成員となっている団体」は、「イ 地域特産品の生産・加工・貯蔵・販売に係る機械、施設等の整備」、「ウ 地域特産品流通・販売促進」、「エ インショップ等の開設」、「オ 作物導入実験・特産品開発」のみ対象とする。</p> <p>12 インショップ等は、都市部に設置するものとし、その開設に要する費用(借店、看板、施設改造、情報機器)を対象とする。 ただし、借店料への支援が最長6か月とする。</p> <p>13 NPO法人は「ウ 地域特産品流通・販売促進」、「エ インショップ等の開設」、「オ 作物導入実験・特産品開発」のみ対象とする。</p> <p>14 NPO法人については、機械整備、施設整備又は基盤整備のいずれかを行う場合、原則として300万円を補助金額の上限とする。</p> <p>15 やるき農家支援型は、当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合に限る。</p>